

協会けんぽ 福島支部 からののお知らせです。

～職場内で掲示・回覧願います～

2020年度「ふくしま健康経営優良事業所」認定について

2018年度から、福島県の事業所様を対象に、健康づくりの取り組み状況に応じ、福島県と協会けんぽ福島支部が事業所様を認定する「ふくしま健康経営優良事業所」認定制度が新設されました。

2020年度も認定の実施が予定されており、協会けんぽ福島支部の「健康事業所宣言」事業を活用されている事業所様の中から福島県へ認定候補を推薦します。

推薦事業所選定のため、事業所様には、5月中旬に「ふくしま健康経営優良事業所の認定に向けた推薦アンケート」を送付いたします。（※2018年度の認定事業所様は有効期限が2年間のため、2020年度も認定を検討される場合、アンケートのご提出が必要です。）

現在「健康事業所宣言」にエントリーされていない事業所様は、この機会に「健康事業所宣言」にエントリーしていただき、来年度の「ふくしま健康経営優良事業所」認定に向けて、健康経営に取り組んでみませんか？

認定までの流れ

- ①「ふくしま健康経営優良事業所」の認定に向けた推薦アンケートに回答
(※アンケート送付対象：令和2年2月末までに「健康事業所宣言」にエントリーしていただいた事業所)
- ②協会けんぽ福島支部にて審査
- ③協会けんぽから福島県に認定候補となる事業所を推薦
- ④福島県にて認定審査(※福島県から事業所様に確認のための書類提出をお願いする場合があります)
- ⑤「ふくしま健康経営優良事業所」認定事業所の決定



<お問い合わせ先> 協会けんぽ福島支部 企画総務グループ TEL.024-523-3916

台風第19号にかかる免除措置が令和2年9月30日まで延長されました

令和2年4月1日以降に医療機関の窓口で、一部負担金等の免除を受けるためには、「一部負担金免除証明書の提示」が必要となっています。

免除証明書の交付には申請書のご提出が必要です。手続方法は、協会けんぽのホームページをご確認ください。

協会けんぽ 台風19号 検索

<ホームページ上の位置>

全国健康保険協会 > お役立ち情報 > 広報 > 災害に関するお知らせ > 令和元年度台風19号関連情報 > 医療機関窓口における一部負担金の免除について

<お問い合わせ先> 協会けんぽ福島支部 業務グループ
TEL.024-523-3915もしくは024-523-3917



全国健康保険協会 福島支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

〒960-8546

福島県福島市栄町6-6 NBFユニックスビル8階

4～5月の保険証発行について

新たに協会けんぽへ加入された場合、事業所様が資格取得届などを日本年金機構に届出されたのち、日本年金機構が登録したデータをもとに協会けんぽが保険証を発行しています。

4～5月の繁忙期は、通常よりも保険証の発行に時間がかかる場合がございますので、ご了承ください。

<保険証が届く前に医療機関を受診し、医療費を自費(10割負担)で支払った場合は？>

「療養費(立替払)」の申請をしていただくことで、医療費の7～8割の払い戻しをいたします。

※予防接種や差額ベッド代などは対象になりません。

- 療養費支給申請書(立替払等)
- 医療機関(病院や薬局等)へ支払った領収書の原本
- 診療報酬明細書・調剤報酬明細書の原本
(診療報酬明細書については、傷病名の記載があるもの)

以上の3点を協会けんぽへご提出ください。



申請書の『郵送化』にご協力ください

各種申請書は協会けんぽのホームページより印刷することができます。また、全て郵送で提出することができます。便利で簡単な郵送提出をぜひご利用ください。

お手続きはお早めに！

大型連休の直前・直後は各種申請書の受付数が増加し、審査に時間を要することがあります。

申請の手続きはお早めをお願いいたします。



令和2年3月に一部負担金免除措置が改正されました

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う、国による避難指示等の対象となっている地域で被災された方の健康保険一部負担金免除措置(※1)の有効期限は、令和2年2月29日までとなっていましたが、令和2年3月以降の免除措置を以下の対象区分に応じて取り扱うこととなりました。

対象区分	有効期限
令和元年度(平成31年度)に居住制限区域、避難指示解除準備区域の指定が解除された区域及び令和2年3月に避難指示解除準備区域、帰還困難区域が解除された区域の上位所得層(※2)に該当する方。	令和2年9月30日
令和元年度(平成31年度)までに帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域が解除されない区域の方。 <次の区域等の方であって、上位所得層(※2)に該当しない方> ・旧緊急時避難準備区域の方 ・特定避難勧奨地点の指定を受けていた方 ・平成29年度までに居住制限区域、避難指示解除準備区域の指定が解除された区域の方	令和3年2月28日
<次の区域等の方であって、上位所得層(※2)に該当する方> ・旧緊急時避難準備区域の方 ・特定避難勧奨地点の指定を受けていた方 ・平成29年度までに居住制限区域、避難指示解除準備区域の指定が解除された区域の方	令和2年2月29日 までに免除終了 (※3)

※1 一部負担金とは、健康保険の適用が認められる診療(医科や歯科、調剤)を受けたときに、年齢や収入などに応じた負担割合(3割負担など)により支払う金額です。

※2 上位所得層とは、事業主から受ける毎月の給料などの報酬が53万円以上の被保険者をいいます。

※3 上位所得層から一般所得層(標準報酬月額が50万円以下)に所得区分の改定が行われた場合は、改めて免除申請をいただくことで、所得区分の改定された月より免除措置の対象となり、一部負担金が免除されます。

<お問い合わせ先> 協会けんぽ福島支部 業務グループ TEL.024-523-3915もしくは024-523-3917